

# 重要事項説明書

## 1 事業の目的

親愛と野駅前保育室（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2 運営の方針

- ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育
- ・自発的な遊びを通して、心身の健康と自律を育む保育
- ・人との関わりを大切に、社会性と自律を育む保育
- ・家庭との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育

## 3 当園の概要

実施種別	小規模保育事業 A 型
名称	親愛と野駅前保育室
所在地	埼玉県さいたま市中央区下落合 1711-CM21-110
認可年月日	平成 29 年 4 月 1 日
電話番号	048-829-9555
施設長氏名	永嶋 秀行
利用定員（年齢別）	0歳児：3名、1歳児：8名、2歳児：8名（合計19名） ◆ 年度によって多少の人数変動あり
実施する事業の種類	通常保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価及び園の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
代替の屋外遊技場	稲荷町児童遊園地(さいたま市中央区下落合3-1-7) 当園から 200m 徒歩 3 分

## 4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開所時間	平日	午前7時30分～午後7時30分
	土曜日	午前7時30分～午後6時30分
保育時間	標準認定	午前7時30分～午後6時30分
	短時間認定	午前8時30分～午後4時30分
休園日	日曜、祝祭日、年末年始（12/29～1/3） ※その他、非常災害時には休園となることがあります。	

※ 延長保育の利用の際は、通常の保育料の他に、別途延長料金がかかります。

### 【土曜保育について】

令和5年度より、系列の『親愛北与野保育室』と土曜共同保育を実施いたします。

時 期	保育実施園	住 所
4月～9月	親愛与野駅前保育室	さいたま市中央区下落合 1711-CM21-110 048-829-9555
10月～3月	親愛北与野保育室	さいたま市中央区上落合 2-4-4 ノースピア4号棟 2F 048-711-7403

## 5 職員体制

	常 勤	非常勤	備考（職務の内容等）
施 設 長	1 名	—	保育の運営責任者
保 育 士	4～5名	4～6名	保育士等有資格者
調 理 員	0～1名	1～2名	給食調理職員

※ 職員配置基準を遵守し、開園時間内は必ず複数の職員を配置します。

なお、土曜共同保育実施時の職員配置に関しては、実施園、依頼園それぞれから1名以上の職員を配置して保育にあたります。

## 6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ月極保育、延長保育を行うとともに、以下の方針に沿って保育の提供を行います。

0 歳児	家庭との連携を密にして、安心して眠り、気持ちよく過ごすことができる生活リズムをつくっていきます。また、優しい語りかけや発声、喃語を受けとめ、指さし、言葉へとつなげていきます。
1 歳児	保育士の適切な言葉かけと援助で、自分でしようとする気持ちを育む保育を行います。 保育士に見守られ、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり一人遊びを十分に楽しめるよう保育を行います。
2 歳児	自分の思いをしっかりと主張し、思い通りにならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていけるように援助していきます。 保育士が仲立ちとなり、感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ふり遊び）楽しさを知らせていきます。

## 7 給食等について

提供方針	食事は全ての活動の源となる大切なものと認識しています。 そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。
特 色	① 自園調理にて、離乳食、昼食、午後おやつを提供しています。 ② お米は『かるがも農法』による有機栽培の美味しいお米を、新潟の農家さんから仕入れています。 ③ お砂糖ではなくてんさい糖を使用する等、小さいころからの『腸活』を意識しています。 ④ 栄養価計算をしたメニューを専門の管理栄養士が作成し、毎月25日ごろにWEBにて献立表配信を行っています。
アレルギー 対応	お子さまに食物アレルギー等がございましたら、事前にご相談ください。医師の記載した生活管理指導票をもとに、可能な範囲で除去食にて給食対応を行います。
衛生管理	調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。

## 8 当園と保護者の連絡について

園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。  
月に1回、園だよりを配信します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## 9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合  
当日に欠席をする場合又は登園が遅れる場合は、朝9時までにご連絡ください。
- (2) お迎えが遅れる場合  
お迎えが予定時間に間に合わない場合は、必ず園までお電話にてご連絡ください。  
場合によっては延長料金がかかることがあります。
- (3) 毎朝の体温等の確認  
登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。朝の時点で37.5度以上ある場合や感染症の疑いがある場合には、当日のお預かりはできません。
- (4) 感染症について  
麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、園の所定用紙「登園届」を提出してください。【医師ではなく保護者様記入の書類です】
- (5) 発熱、保育時間外の怪我について  
原則、発熱して解熱後24時間経過し、呼吸器症状等が改善されるまでにご自宅で安静にしてください。また、保育時間外での頭部外傷（たんこぶ等）が起きた場合、病院受診をしていただき、発生後24時間はご自宅で様子を見てください。

## (6) 与薬について

保育所は健康な状態のお子様をお預かりすることが前提になっておりますので、原則お薬のお預かりはできません。病院受診時には保育所に通園していることをお話しいただき、お薬についてのご相談をなさってください。

## (7) 予防接種後の登園について

予防接種後は急に体調の変化が現れることがありますので、保育園でのお預かりはできません。接種後はご家庭で様子を見ながらお過ごしください。

## 10 連携施設について

当園を卒園後の保育の受け皿として、下記の通り連携施設を設けています。

連携施設への移行の関しては、市役所からの連携施設案内に合わせて、2歳児クラスの皆様にお知らせいたします。なお、運営元が異なるため、連携施設及び確保枠に関しては年度により変更されることがあります。予めご了承下さい。

### 【当園の連携施設】

施設名	所在地
●リップル保育園与野	さいたま市浦和区上木崎 1-3-5-1
●新都心ひなた保育園	さいたま市大宮区北袋町 2-343
●大宮ひなた保育園	さいたま市大宮区上小町 1146-2
●本町東マーガレット保育園	さいたま市中央区本町東 4-3-13

## 11 健康診断等について

### (1) 健康診断・歯科健診

健康診断は年2回、歯科健診は年1回、それぞれ園の嘱託医が健診を行います。

健診の結果については、児童票（日々の成長記録）に記載し、保護者へお知らせいたします。

### (2) 身体測定

毎月身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）に記載し、保護者へお知らせいたします。

※その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

## 12 保育料

### (1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村に代わり当施設が利用者より受領することになります。

### (2) 延長保育料・夕おやつ

延長保育料：400円／30分

夕おやつ：80円／1食

### (3) その他費用

- ①オムツ処理代 毎月 500 円
- ②帽子代 初回 1,200 円
- ③その他必要に応じて実費徴収あり

## 13 支払方法(延長保育料やその他徴収の料金)

支払いは以下の方法でお願いいたします。

- (1) 基本保育料・・・・・・・・・・毎月当月分のお支払いをお願いします
- (2) 延長保育料・夕おやつ代・・・・毎月前月分のお支払いをお願いします
- (3) その他費用・・・・・・・・・・毎月当月分のお支払いをお願いします

※毎月お渡しする請求書をご確認の上、下記口座にお振込み下さい。

なお、振込手数料は保護者様の負担となります。振込明細書をもって、領収書とさせていただきます。

【振込口座】	● 銀行名：埼玉りそな銀行
	● 支店名：与野支店
	● 口座番号：(普通) 4586244
	● 口座名義：株式会社福本
	※ 振込名義：お子さまのお名前でお振込みください

## 14 利用の開始及び終了について

利用の開始について	さいたま市の利用調整結果に基づいて、保育の必要性の認内容等を確認し決定します。 利用開始にあたっては、面談、必要書類の提出をお願いします。
利用の終了について	以下の場合には、保育の提供を終了いたします。 ・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。 ・支給認定保護者から当事業利用の取消しの申し出があったとき。 ・市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 15 賠償責任保険の加入

当園では、下記内容にて損保ジャパン日本興和株式会社の賠償責任保険等に加入しております。万一お子様が障害を被った場合には、保険会社の規約の範囲内で補償させていただきます。ただし、お子様に持病がある場合や、ご持参いただいたアレルギー食などが原因の食中毒等の場合は責任を負いかねます。

保険の種類	保険金額等
傷害保険	死亡・後遺障害保険金 100万円
	入院保険金 日額 1,000円

賠償責任保険	◆ 施設賠償責任保険 身体 1 名につき 5000 万・1 事故 3 億円まで 財物 1 事故 1,000 万まで
	◆ 生産賠償責任保険 1 名につき 5000 万・1 事故 3 億円まで

## 16 緊急時の対応方法

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関でしかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	内科	北与野駅前クリニック	担当医師	大野 忠明 先生
		さいたま市中央区上落合 2-6-1	電 話	048-858-6600
	歯科	今城歯科クリニック	担当医師	今城 一彰 先生
		さいたま市中央区上落合 2-3-5	電 話	048-859-6930
管轄 消防署	さいたま市消防局中央消防署 さいたま市中央区下落合 4-13-10	電 話	048-852-9119	
管轄 警察署	埼玉県警浦和西警察署 さいたま市中央区上峰 3-4-1	電 話	048-854-0110	

## 17 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	防火管理者	林 浩史		
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練等（月 1 回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第 1 避難場所	与野東中学校	第 2 避難場所	常盤北小学校

## 18 保育に関する評価

当園は、職員による保育内容等の自己評価及び園の自己評価を毎年 1 度実施し、サービス内容の向上に努めています。また、職員会議等で常に改善を図り、保育・教育の質の向上を目指します。

## 19 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、幼児政策課・児童相談所等適切な機関に通告します。

## 20 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	永嶋 秀行（施設長）	048-829-9555
苦情解決責任者	福本 学（法人代表）	048-711-2592
第三者委員	佐久間 翔一（行政書士）	090-7732-5912
	阿部 哲男（弁護士）	080-1114-2592

## 21 個人情報の取り扱いについて

当園では、制定する個人情報取扱指針に則り、児童福祉法及び保育所保育指針等関係法令が示す保育所の円滑な保育実施に必要な範囲内において、個人情報の収集、利用、提供を行い、個人情報の適切な保護と管理に努めます。

## 22 災害時等における臨時休園について

【自然災害(風水害)の対策について】

- (1) 災害発生時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応します。
- (2) 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル 3」以上の発令を行った場合は、臨時休園等を行います。
- (3) 午前 6 時時点、又は午前 6 時から開園時刻までに、「警戒レベル 3」以上が発令された場合は、臨時休園とします。ただし、正午までに安全を確認し、午後からの開園について判断します。警戒レベルが解除され、かつ、園舎および近隣状況、保育体制に支障がないと判断した場合は、保護者にお知らせの上、保育の受け入れを行うことがあります。
- (4) 開園中に「警戒レベル 3」以上が発令された場合は、あらかじめ保護者へ周知している避難所に速やかに園児を避難させます。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させます。
- (5) 避難した場合には、保護者へピクロにて状況の連絡を行います。連絡を受けた保護者は、安全を確保しつつ、できる限り速やかなお迎えをお願いします。
- (6) 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、終日休園となる場合があります。
- (7) 上記 2 の発令によらず、当園において安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者への連絡を行うことがあります。
- (8) 令和 2 年度より発生した新型コロナウイルスのような感染症等が流行した場合には、国や自治体の判断基準に従い、臨時休園や登園自粛を要請する場合があります。